

令和4年度 西伊豆町教育委員会第10回定例会（議事録）

- 1 開催日 令和5年3月15日（水） 午後1時30分～午後2時40分
- 2 場所 西伊豆町中央公民館 1階 講義室
- 3 出席者 鈴木秀輝教育長、高橋浩委員（職務代理）、眞野有吏委員、影山やえみ委員、長島宗紀委員
[事務局 眞野隆弘、土屋千春]
- 4 欠席者 なし
- 5 傍聴者 なし

教育長：本日の出席者は5名です。過半数に達していますので、ただ今から令和4年度第10回の定例会を開催いたします。まず、議事録の承認についてですが、令和5年2月17日開催の第9回定例会の議事録については、私と長島委員が確認し署名いたしましたので、ご承認いただいてもよろしいでしょうか。

（委員：全員異議なし）

教育長：ありがとうございます。続きまして、今回の議事録署名委員ですが、高橋委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（高橋委員：了解）

教育長：ありがとうございます。それでは、議題に入ります。第22号議案の「西伊豆町立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局長：それでは、資料の「第22号議案」をご覧ください。こちらは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号並びに西伊豆町教育長に対する事務委任規則第1条第1項第2号の規定に基づき、提案するものでございます。なお、第23号議案から第26議案までの関係条文は、先ほど説明した内容と同じですので、この後の説明は省略させていただきます。続きまして、提案の理由について説明させていただきたいと思います。こちらの提案の理由ですが、公立の義務教育諸学校等の教員職員が給与に関する特別措置法第7条第1項に規定する指針に基づき、教職員の適切な業務量の管理を図るために講ずべき措置を規定するために設定したいものでございます。1枚おめくりください。西伊豆町立小中学校教育職員の勤務時間の上限に関する方針でございます。こちらは、西伊豆町教育委員会から示された方針となります。今回、この方針の中の大きな3番のところになります。「時間外勤務の上限の目安時間」の部分を規則として法整備したいものでございます。この内容ですが、時間外勤務の上限の目安時間として、原則月45時間以内、年間では365時間以内と、いずれも週休日及び休日の勤務時間を含む。ということにしたいと思います。特例としまして、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合は、月100時間未満、年間では720時間以内、いずれも、週休日及び休日の勤務時間を含む。とし、ただし月45時間を超える月は1年間で6か月以内、かつ、連続する複数月、2か月から6か月まで、それぞれの期間で、時間外勤務時間の平均が80

時間以内という形で、目安時間を定めたいというものでございます。お配りしました資料の告示文の1ページをご覧ください。第2条の業務量の適切な管理等に先ほど説明した内容を条文化したものになります。その下の第2項についても先ほど説明しました目安時間を記載して、それぞれ基準を設けて取り扱いをしていくということが今回の制定の目的となっております。2ページをご覧ください。附則としてこの規則は令和5年4月1日から施行したいものでございます。簡単ではございますが、説明は以上となります。

教 育 長：何かご意見、ご質問はございませんか。

高橋委員：大体2時間目安ですか。労働基準監督署は、役場は基準を出さない。

事務局長：会計年度任用職員さんは、規程がありまして週何時間以上はだめだよとの規定があります。

高橋委員：残業が2時間を超える先生って多いんですか。

教 育 長：実際には、勤務の終了が一応4時半になっているんですよ。今、8時に始まって4時半になってるもんですから、実際的には6時過ぎに電話してもほとんどの学校にあります。学校によっては7時頃電話しても、ちらほら残っております。学校によっては5時台で帰ろうということで、もう5時台には帰られてる学校もありますけれども、やはりまだ何か先生方も、私もそうでしたけど、あまり勤務時間を気にしないで、もうやってるのが多いかなと。今こういうことをやることによって、先生たちも勤務時間を早く帰るようにと意識して下さってるようになったらいいかなとは思いますが。ただ、結局持って帰って、家でやっているというのもあるもんですから、一応学校滞在時間は短くなるようになっておりますけれども、なかなか忙しさはそんなには変わってないのかなというふうなところがありますね。でも早く帰ればその分何とかね、自分で自由に過ごしたり、自分の教養娯楽ですね、そういう面を高めてもらうことにつながってくればいいかなと思っております。

事務局長：この方針の4のところ勤務状況ということで、勤務時間は7時間45分で休憩が45分ということで1日の勤務状況となっております。基本この方針が取り扱いの基本となります。それを今回規則化したというところでございます。

教 育 長：その他、ご質問とかないでしょうか。今の学校のタイムカードは入れるのではなくて、かざすと読み取ってくれる。パソコンで一括教頭の方が整理をして、報告をしてくれるということで、把握しやすくなっています。

教 育 長：それでは、第22号議案の「西伊豆町立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について」を採決します。提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。

(委員：全員挙手)

教 育 長：挙手全員です。第22号議案については、可決されました。

続きまして、第23号議案の「西豆共同学校事務室協議会の組織及び運営に関する要綱の制定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局長：それでは、資料の「第23号議案」をご覧ください。提案の理由ですが、令和

2年度から静岡県教育委員会の指示により、各小中学校の共通の事務処理を行う「共同学校事務室」を設置しております。今回、共同学校事務室の円滑な運営を図るため、新たに「西豆共同学校事務室協議会」を設置するために必要な要綱を制定したいものでございます。内容につきましては、お配りしました資料をご覧くださいと思います。お配りしました、告示第4号の資料をご覧くださいと思います。こちら1枚めくっていただきまして、こちら第1条は、今回の趣旨ということで記載をさせていただいております。第2条が組織ということで、会長、副会長及び委員をもって構成するということで、第2項が会長は松崎町の教育長をもって充てる。第3項が副会長は、西伊豆町の教育長をもって充てる。第4項が、委員は次に掲げるものとするということで、1号から8号までの委員を規定しております。第3条は会議ということで、この協議会は会長が招集する。ということと、第2項は会議を年2回開催する。第3項は会長が必要なときは、構成以外の者の出席を求めることができるという規定を定めております。第4条は所掌事務ということで、この協議会につきましては、1号から3号の事務を行うということです。第1号が共同学校事務所の共通理解に関すること。第2号が共同学校事務室の連携に関すること。第3号が共同学校事務室の運営方針に関すること。という事務を所掌することになります。第5条につきましては、協議会の庶務は教育委員会において行うということになります。附則としまして、令和5年4月1日から施行するというものでございます。これと同じものを松崎町の教育委員会でも、要綱を設定しまして、2町で同じような取り扱いをしていくということになります。説明は以上です。

教 育 長：何かご意見、ご質問はございませんか。

長島委員：この共同学校事務室と西豆共同学校事務室協議会の違いっていうのと、あともう一つは、つくる理由が何かあったのか伺いたい。まず、違いがわからない。今まであった事務室と協議会、例えばそれは今まで西伊豆町と松崎町それぞれあったのか、その辺がわからない。もう一つはなぜこれをつくったのか。何か理由があったと思うんですけど、それを教えてください。

事務局長：まずこの事務室につきましては、今まではそれぞれの町でやっていました。それを松崎町と西豆地区で事務室を設けなさいということで、昨年度に事務室の設置規程を設けさせていただきました。設置の規定は設けたんですが、その事務室をどのように運営していくかということで、協議する組織として「事務室協議会」を作って運営してもらいたいということで、今回の経緯に至ったというところでございます。場所の設定はしたんですが、どういったことをやるのかということの規定がなかったので、今回そちらを規程させていただいたということでございます。

長島委員：はい、ありがとうございます。よくわかりました。

教 育 長：事務さんたちの仕事もすごく多様なものですから、特に給与計算とかを町ごとに学校で集まって確認し合う形で、ずっと昔から動いていたんですけどね。それに共同事務室を設け、室長を松崎町において、そこで2町で一緒になってやるよう

になりました。去年から西伊豆町にも共同事務用に1人職員を会計年度任用職員で西伊豆中に入ってもらっています。その人も含めて、給与計算であるとか皆さんで確認し合う形でやってもらっています。

教 育 長：他にはどうでしょうか。それでは、第23号議案の「西豆共同学校事務室協議会の組織及び運営に関する要綱の制定について」を採決します。提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。

(委員：全員挙手)

教 育 長：挙手全員です。第23号議案については、可決されました。

続きまして、第24号議案の「西伊豆町教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局長：それでは、資料の「第24号議案」をご覧ください。こちらの提案理由につきましては、地方公務員の定年が令和5年度以降、段階的に引上げられることに伴い、管理職手当の支給対象となる事務局長（課長）を60歳で役職定年することになります。つきましては、役職定年以後、管理職以外の職員に異動させる必要があることから、西伊豆町教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正したいものでございます。資料をご覧ください。西伊豆町教育委員会職員の職の設置に関する規則という資料をつけさせていただいております。こちらは教育委員会のですね、各職員の職の一覧となっております。今回、定年60歳になった後ですね、私が例えば60になったときに、役職定年ということで管理職を降りて、一般の職員になってまた勤務をするということになります。その時の身分を今回設定したいということになります。今、こちらで言う5号の係長の下に「主任主査」という役職を設けてですね、その役職で定年後勤務していただくという形で規定したいということになります。お配りした資料の告示第5号をご覧ください。先ほど説明したところで、「主任主査」という役職を第6号に追加するという規定になっております。2ページ目も、先ほどの表のとおり第6号に「主任主査」という役職を入れるということになります。最後に1ページにつきまして、こちらの方も令和5年4月1日から施行したいものでございます。説明については以上です。

教 育 長：主任主査という役を設けるということと、60歳定年した後再任用の形で働く役職をつけるということですね。はい。このことについてのご意見ご質問がありましたらお願いいたします。

事務局長：補足をお願いします。一般職の定年につきましては、この2年に1度、1歳ずつ上がっていくこととなります。例えば、令和5年4月から7年3月に退職予定の方は61歳が退職年齢となります。2年に1歳ずつ上がっていくこととなります。やはり60歳以上になると、管理職ということで議会対応とかなかなか難しくなるということもあって、役職を降りて仕事は続けられますけど、役職は降りて仕事をしてもらってというところで、このような規定をしていきたいということでございます。給与も下がります。係長の下ということですので、7割ぐらいになるのかなと思います。

高橋委員：2年に1回なんだ。

事務局長：そうです。2年に1回になります。

教 育 長：段階的に65歳まで延ばすということになりますね。来年度の60歳になる方は61まで働けることとなります。

事務局長：最終的に令和13年4月には、65歳になる予定です。後7～8年で65歳になります。あくまでも一般職の話です。

教育長：60歳で辞めたいという方は辞めることもできます。

長島委員：一回辞めたことになってから、退職してまた再雇用になるんですか。

事務局長：そうです。再任用になります。

高橋委員：再任用にしても、働きやすい環境を作ってあげないといけないよね。今女性も管理職をやっているよね。環境をつくってあげないとやりたくてもやりにくいとかってということだと、生活かかっているものね。

教育長：その他、意見よろしいでしょうか。それでは、第24号議案の「西伊豆町教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則について」を採決します。提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。

(委員：全員挙手)

教育長：挙手全員です。第24号議案については、可決されました。続きまして、第25号議案の「西伊豆町立学校処務規程の一部を改正する規程について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局長：それでは、資料の「第25号議案」をご覧ください。今回の提案理由ですが、今回の主な改正内容につきましては、静岡県要綱等の一部改正に伴いまして、様式の改正や押印廃止に伴う様式の改正が主な内容となっております。それでは配りしました資料、ちょっと厚いものですが、こちらをご覧くださいと思います。先ほど言いましたですね、現行と改正案の新旧対照表があります。下線を引いたところが、今回改正するところであります。大体言葉の部分については、誤字や句読点等の修正が主なものになっております。続きまして44ページをご覧くださいと思います。こちらは決裁の区分になります。上のところに、改正前は校長印や教頭印など記載がありますが、改正後は校長印だけということで、決裁区分の見直しをしたものが改正の一つになっております。もう1点が、次のページをお願いします。45ページになります。こちらの様式につきましては、先ほど言いました押印ですね。申請者の印のところ、改正前は必ず印を押す形でありましたが、それを取り除いたという改正になっております。今回の改正については、字句の改正部分と決裁区分の見直し、あとは様式の押印をとったということが今回主な改正点になっております。資料は多いですが、簡単でございますが説明とさせていただきます。

教育長：このことについての質問とかご意見ありましたらお願いいたします。

高橋委員：「庶務」ってあまり聞かないよね。これは一般で使います。

事務局長：学校の庶務としては、この字を使っていますね。

教育長：学校関係専門の用語なのかもしれませんね。

高橋委員：普通は「処分」の「処」で「処務規程」として使いますよね。

事務局長：教育委員会も処務規程とこの字を使っております。

教育長：これは学校の規定ですね。主に表現のところ、項目そのものとかは増えてはいないんですよ。押印が省略されたものですから申請を出したりするときに、メールで出せるという利点があります。今までは紙で学校から上がるのに紙で送ってきてもらわないと駄目だったのが、メールで送ってもらえますので、もし間違いがあっても、ここ違うから直してと事務的なものが早くなったかなと思います。よろしいでしょうかね。

教育長：それでは、第25号議案の「西伊豆町立学校処務規程の一部を改正する規程について」を採決します。提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。

(委員：全員挙手)

教 育 長：挙手全員です。第25号議案については、可決されました。続きまして、第26号議案の「西伊豆町中学校就学準備給付金支給要綱の一部を改正する要綱について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局長：それでは、資料の「第26号議案」をご覧ください。提案理由につきましては改正前の本要綱は、統合後の西伊豆中学校に入学する新1年生の保護者を対象に、子育てに要する経済的負担の軽減を図るため、町が就学準備給付金30,000円を支給するもので、令和3年度から3年間の有効期限付きとされてきました。今回、学校統合の中止を受け、今後も引き続き就学準備給付金を支給することとしたため、要綱の一部を改正したいものでございます。それでは、お配りしました資料の西伊豆町中学校就学準備給付金支給要綱をご覧くださいと思います。こちらが3万円を支給する要綱になっております。こちらの1番最後のところの附則の第2項に「この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。」という規定になっております。先ほど説明しました令和3年度から3年間という期限付の要綱でありましたので、今回そちらをとると、期限をなくすということで改正をしたいというものでございます。また、お配りしました告示文の方をご覧くださいと思います。1ページ目が附則の第2項を削る。ということで、2ページ目は現行と改正案ということで、第2項を削るという今回改正をしたいというものでございます。3年度から3年間ということで、令和5年度に入学する子どもまでが支給対象でありましたので、今年度予算で支給を進めております。令和6年度入学の子どもについては、支給対象ではなかったんですが、今回統合も白紙になったということで、支給を継続した方が良いのではないかとということで、今回改正をさせていただきたいというものでございます。説明は以上です。

教 育 長：このことにつきまして、意見とかご質問等ありましたらお願いいたします。

高橋委員：これは、確か制服が代わるということで、新たに学生服がもらえないから、期限付きで3年経てばお古がもらえるだろうから。今思い出したけど、それをこれかもやるということだよ。

眞野委員：毎年やっていくということ。取りあえず1年ごと延ばすということ。

事務局長：今回、期限をとりましたもので、無期限になります。

眞野委員：金額を増額してもらいたい。

高橋委員：制服の購入費が結構かかるんじゃないの。

眞野委員：ジャージを含めると約11万円くらいですかね。

事務局長：当初3万円の設定をしたのは、制服等の購入費が約6万円かかるだろうということで、その半額相当の3万円とした経緯があります。実際にそれ以上かかっているということであれば、見直す必要があるかと思いますが。

眞野委員：でも、上げてしまうと前もっていた人からクレームがくるかもしれないから。変えられないですよ。あと、2年生とかで制服が合わないと言ってくる人はいないですか。背が伸びて合わなくなった人とか。

事務局長：ジャージについては、話がありましたかね。子どもの成長によって買い替えをしている人もいるかもしれませんが、そちらについては支援をしておりません。

眞野委員：お古がでてくるから良いとして。3年生は少し大きいのを買うかと思いますが合わなくなっていて、少し可哀想ですかね。